

## 要望書

令和4年3月1日からの入国制限の緩和措置の実現に、多大なご尽力を賜り、心より感謝いたします。

しかし、1日当たりの入国者数は上限5000人と諸外国に比べても非常に厳しい措置となり、新規入国者数には、観光目的以外の全ての新規入国外国人が含まれることから、待機留学生の全員が入国できるには、6ヶ月をはるかに超える長期間を覚悟しなければならないという推測もあり、入国を待つ待機留学生の忍耐も、日本語教育機関の事業持続の体力も、もはや限界に達しております。

つきましては、待機留学生や日本語教育機関の窮状にご理解を賜り、下記の要望事項について、ご検討いただきたく、よろしくお願い申し上げます。

### (要望事項)

#### 1, 新規入国受入人数枠の増枠及び日本語教育機関の待機留学生の受入人数枠の創設

本年3月末までに待機留学生の多くが入国できるよう新規入国受入人数枠の増枠をするとともに、日本語教育機関の待機留学生が確実に入国できるような受入れ人数枠の創設を要望いたします。

#### 2, 待機留学生（令和4年4月期生以降も含む）への支援

入国できた待機留学生に対し「困窮留学生の緊急給付金」の対象としていただく等の措置により高騰した航空券や移動費、宿泊等の待機費用に対する支援を要望いたします。

#### 3, 日本語教育機関への支援

長期にわたる断続的な入国制限の影響を受け、破綻の危機に瀕している日本語教育機関に対し、持続化給付金のような給付型の支援金など事業の存続のための支援を要望いたします。

#### 4, 「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育施設の認定等に関する法律案」の早期成立を要望いたします。

(一財)日本語教育振興協会

理事長 佐藤次郎

(一社)日本語学校ネットワーク

代表理事 大日向和知夫

(一社)全国各種学校日本語教育協会

理事長 佃吉一

(一社)全国日本語学校連合会

理事長 荒木幹光

全国専門学校日本語教育協会

会長 深堀和子

(一社)全日本学校法人日本語教育協議会

代表理事 江副隆秀

## (要望の背景)

### 1, 新規入国受入人数枠の増枠及び日本語教育機関の待機留学生の受入人数枠の創設

本年3月末までに待機留学生の多くが入国できるよう、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と両立した形で新規入国受入人数枠の増枠をするとともに、日本語教育機関の待機留学生が確実に入国できるような受入れ人数枠の創設を要望いたします。2年近くに及ぶ断続的な入国制限により、待機留学生の数は約15万人と言われています。特に本年4月に大学、専門学校への進学が決まっている待機留学生は、4月までに入国できなければ、入学の取り消しや奨学金が打ち切られてしまうことから、特段の配慮をご検討いただけますようお願いいたします。(次頁参考資料参照)

### 2, 待機留学生(令和4年4月期生以降も含む)への支援

長期に亘る先の見えない待機にもかかわらず、日本留学を諦めずに待ってくれた待機留学生に対し、航空券も高騰し負担が増しているなか、我が国は、ホテル等での待機費用や移動費という負担を強いております。待機期間は短縮されたものの、PCR検査結果までに要する日数や、ホテル予約の都合で実質的には、7日間待機となる者も多いと思われれます。つきましては、入国できた待機留学生に対し「困窮留学生の緊急給付金」の対象としていただく等の措置により待機費用に対する支援を要望いたします。

このような支援措置は、ウィズコロナにおける我が国の留学生受け入れ姿勢を内外に示すことになり、待機留学生に限らず、日本を注視する世界の留学生達に大きなアピールとなると確信しております。日本が留学先として選ばれる国となるためにも是非ともご検討いただきますようお願いいたします。

### 3, 日本語教育機関への支援

長期にわたる断続的な入国制限の影響を受け、破綻の危機に瀕している日本語教育機関に対し、事業の存続のための支援をお願いいたします。日本語教育機関は、補助金等の支援もなく、留学生からの授業料で運営されています。本年3月に在籍学生が卒業してしまい、待機留学生が速やかに入国できない場合、多くの日本語教育機関の事業継続が困難になり、我が国の日本語教育インフラが崩壊してしまう危機になっております。

### 4, 「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育施設の認定等に関する法律案(以下新法案という)」の早期成立

新法案は、日本語教育推進議員連盟の先生方のご努力で成立した日本語教育の基本法ともいえる「日本語教育の推進に関する法律」の附則を受けた法案であり、「日本語教育の推進に関する法律」の趣旨を実現させるためには不可欠な法律であると考えます。多方面における日本語教育が求められている今こそ、新法案の早期成立が必要であると考え、要望いたします。

(ご参考)

1, 過去6ヶ月の入国者数

※1 この期間の入国者は、主に日本人の帰国者や再入国の外国人であり、新規入国の外国人は、原則的に0人である。(出入国管理統計より)

※2 1日あたり入国者数(人)は日数割で計算している。

対象月	月間入国者数(人)	1日あたり入国者数(人)
2021/08	86,436	2,788
2021/09	70,064	2,335
2021/10	80,273	2,589
2021/11	86,355	2,879
2021/12	108,321	3,494
2022/01	69,458	2,241
平均	83,485	2,722

2, 在留資格の認定を受けながら来日できていない外国人が「約40万人」(令和4年1月4日時点:令和4年2月16日付の日経新聞調べより)である。新規入国可能な外国人が「在留資格の認定を受けながら来日できていない外国人」だけであるとしても、入国するのに要する期間は以下の通りとなり、一日あたりの入国上限数が5,000人であれば、約6か月を要することになるが、今回の措置の対象は、短期滞在のビジネス目的も含む新規入国外国人とのことなので、6ヶ月をはるかに超える長期の期間を要することになる。

1日当たりの入国人数の上限	新規入国が可能な外国人数(一日あたり)	期間	
		日数	備考
5,000	2,278	176	約6か月
7,000	4,278	94	約3ヶ月
10,000	7,278	55	2ヶ月以内
15,000	12,278	33	約1ヶ月